

所長指示第4号

令和6年2月13日

広島拘置所長

夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会の取扱いについて  
標記について、下記のとおり指示する。

なお、令和元年11月21日付け当職指示第46号「夜間及び休日の  
未決拘禁者と弁護人等との面会の取扱いについて」は、本指示の発出を  
もって廃止する。

## 記

### 1 定義

本指示における用語の意義は、下記のとおりとする。

#### (1) 弁護人等

当該未決拘禁者の弁護人及び弁護人を選任することができる者の  
依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、  
弁護人に選任することについて、裁判所から許可された後に限る。）

#### (2) 検察官等

検察官、検察事務官、司法警察員及び司法巡査

#### (3) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの間

#### (4) 平日

休日以外の日

#### (5) 夜間

平日午後5時から同8時までの間

### 2 被疑者の弁護人等との面会は、下記の時間においても実施する。

#### (1) 夜間

(2) 初回面会（当所収容以後）の場合は、土曜日及び日曜日並びにこ  
れと連続する休日における平日の執務時間と同一の時間

- (3) 第2回目以降の面会（当所収容以後）の場合は、土曜日の午前中
- (4) 余罪捜査中の被告人又は受刑者で逮捕又は勾留されている場合は、土曜日の午前中
- 3 被告人の弁護人等との面会は、下記に該当する場合、夜間にも実施する。
- (1) 当該面会希望日から起算して5日以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日を含む。以下同じ。）が指定されている場合
- (2) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が当該面会希望日から5日以内に迫っている場合
- 4 被告人と弁護人等の面会は、下記に該当する場合、土曜日の午前中においても実施する。
- (1) 当該面会希望日から起算して2週間以内に公判期日が指定されている場合
- (2) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が当該面会希望日から起算して2週間以内に迫っている場合
- 5 未決拘禁者との夜間又は休日の面会（以下「夜間等面会」という。）を希望する弁護人等には、当該面会希望日の直近の平日（当該面会希望日を含まない。）の執務時間まで予約を受け付けるものとする。ただし、夜間の面会については、下記のとおり予約を受け付けるものとする。
- なお、予約が行われていない場合においても、弁護人等が未決拘禁者との面会の申出をしたときは、可能な限り面会を実施するよう配慮する。
- (1) 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（（2）に掲げる場合を除く。）は、当日午後3時30分まで
- (2) 当該面会希望日当日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合は、当該面会希望日の執務時間まで
- 6 上記にかかわらず、下記の事情が認められ、平日の執務時間内に面会を実施することが困難な場合は、夜間又は休日（平日の執務時間と同一の時間）においても弁護人等との面会を実施する。
- (1) 弁護人等が遠隔地から来訪する場合
- (2) 通訳を必要とし、通訳人が遠隔地から来訪する場合

(3) 弁護士等に対し、未決拘禁者から別件の被疑事件について面会したい旨の信書（電報及びファクシミリを含む。）が、休日又はその直前に届いた場合であって、当該弁護士等から同信書の提示があった場合

(4) その他上記に準ずる緊急性及び必要性が認められる場合

7 上記1及び2に関し、検察官等から「接見等の指定に関する通知書」による通知がなされている被疑者については、刑事訴訟法第39条第3項に基づく検察官等の指定がなされることがあり得るので、上記の基準に該当する場合であっても、弁護士等に対し、上記通知を受けている旨及び面会等の指定がなされたときは、これによることとなる旨を告げるとともに、担当の検察官等に対し、事前の申出があった旨を電話連絡の上、対処すること。

なお、検察官等から上記面会等の指定を夜間又は休日に行いたい旨の事前連絡がなされた場合には、原則として対応する。

8 夜間又は休日面会の予約

弁護士等から夜間又は休日面会について電話又は来庁による事前の申出を受けた場合、下記のとおり取扱うこと。

(1) 平日の執務時間内

ア 庶務課職員は、弁護士等に対し、その氏名・連絡先（電話番号）、被収容者の氏名、身分、申出理由等を聴取し、別紙「夜間及び休日における弁護士等面会受付票」（以下「受付票」という。）に所要事項を記載するとともに、当該申出が上記基準に合致するか否かを確認し、合致する場合は、面会を許可する旨、弁護士等に連絡した後、受付票の「実施判定」欄及び「連絡日時」欄に所要事項を記載し、当職に報告すること。

イ 庶務課職員は、当該申出が上記基準に合致しないなど疑義が生じた場合は、別紙を統括矯正処遇官（第一担当。不在の場合は、処遇部門の他の統括矯正処遇官とする。以下「第一統括等」という。）に引き継ぐこと。

ウ 第一統括等は、申出内容を検討した上で、面会実施の許否を判定し、受付票の「実施判定」欄に所要事項を記載して、当職の許可を得た後、その結果を弁護士等に連絡し、同連絡後、受付票の「連絡日時」欄に所要事項を記載し、当職に報告すること。

(2) 平日の執務時間外又は休日の場合

ア 監督当直者又は夜勤監督者は、弁護人等の氏名・連絡先（電話番号）、被収容者の氏名、身分、申出理由等を聴取した上、受付票に所要事項を記載し、監督当直者が上記基準に合致するか否かを確認した上で、面会実施の許否を判定し、その結果を弁護人等に連絡すること。

イ 面会実施の許否にかかわらず、監督当直者又は夜勤監督者は、受付票に所要事項を記載し、当職に報告すること。

(3) 受付票の決裁終了後、保安事務係が夜間又は休日面会の実施日時等を該当日の監督当直者及び保安事務当直者に確実に引き継ぐこと。

9 夜間又は休日面会の実施手続

(1) 来庁した弁護人等の対応は、原則として、保安事務当直者が行うこと。

(2) 保安事務当直者は、来庁者が事前に夜間又は休日面会を予約した弁護人等であることを確認し、弁護人等の来庁を同日の夜勤監督者等に連絡すること。

(3) 上記連絡を受けた夜勤監督者等は、対象被収容者を面会室に連行すること。

(4) 保安事務当直者は、夜間又は休日面会を実施中、面会室で待機するとともに、適宜、実施状況を視察するなどして、異状の有無等を確認すること。

(5) 保安事務当直者は、面会終了後、その旨を夜勤監督者等に連絡すること。その際、連絡の疎漏等により、対象被収容者が面会室内に取り残されることがないように、夜勤監督者等に身柄を直接引き継ぐまでの間、面会室において待機すること。

10 その他

監督当直者は、夜間又は休日面会の際、弁護人等から書類等を窓口で差し入れたい申出を受けた場合、当該書類等の重要性や提出期限などを確認し、差入受付の可否を個別に判断すること。

所 長	総務部長	処遇部長	庶務課長	処遇首席	第一統括	受 付
夜間及び休日における弁護士等面会受付票						
受 付 日 時	令和 年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 事前	<input type="checkbox"/> 来庁		
			<input type="checkbox"/> 当日	<input type="checkbox"/> 電話		
申 出 者 ( 弁 護 人 )	所属弁護士会	氏 名	電 話 番 号			
	<input type="checkbox"/> 広島弁護士会 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 弁護士会					
被 収 容 者	称 呼 番 号	氏 名	収 容 居 室			
	第 番		棟 階 室			
	第 番		棟 階 室			
要 件	1 在所者の身分 <input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> 未決拘禁者としての地位を有する受刑者					
	2 面会回数 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以降					
	3 面会希望日時 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで					
	4 面会申込理由					
	(1) 次回公判期日 月 日					
	(2) 上訴期限 月 日					
	(3) 控訴趣意書等の提出期限 月 日					
(4) 捜査中の被告人又は受刑者で、被疑者として逮捕状又は勾留状の発出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
(5) 遠隔地からの来訪の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (都道府県名)						
(6) その他上記に準ずる緊急性・必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 (理由: ) <input type="checkbox"/> 無						
実 施 判 定	<input type="checkbox"/> 許 可 面会日時 月 日 ( ) 時 分～ (理由)					
	<input type="checkbox"/> 不許可 (理由)					
連 絡 日 時	<input type="checkbox"/> 架電 月 日 ( ) 時 分					
	<input type="checkbox"/> 受電 連絡者 ㊞					
面会実施日時	月 日 時 分から 時 分まで					
備 考						